

亀山市告示第77号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 別表（第6条関係）		附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 別表（第6条関係）	
区分	額	区分	額
1回目	<u>24,050円</u>	1回目	<u>23,910円</u>
2回目から5回目まで、 7回目及び9回目	<u>5,280円</u>	2回目から5回目まで、 7回目及び9回目	<u>5,180円</u>
6回目	<u>17,850円</u>	6回目	<u>17,830円</u>
8回目	<u>7,630円</u>	8回目	<u>7,610円</u>
10回目及び12回目 から14回目まで	<u>5,100円</u>	10回目及び12回目 から14回目まで	<u>5,080円</u>
11回目	<u>13,370円</u>	11回目	<u>13,270円</u>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。